

## 1 改正の趣旨

厚生労働省又は厚生労働省が委託して実施する職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書（以下「ジョブ・カード」という。）を用いたキャリアコンサルティングに係る講習を修了した者（以下「ジョブ・カード作成アドバイザー」という。）について、同講習が平成30年度末をもって廃止となり、登録証の有効期間が令和5年度末で終了となることを踏まえ、本告示の規定を改正する。

## 2 改正の概要

### 【現行】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）第2条第14号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものを、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント、又はジョブ・カード作成アドバイザー若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であって、ジョブ・カードの作成の支援を行うことが認められる者として厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官が定めるものとしている。

### 【改正後】

改正する件の施行の日から、下線部を削除する。

※ジョブ・カード講習は、ジョブ・カード制度創設当時、ジョブ・カードの交付を担うべきキャリアコンサルタント有資格者数が十分でなかったことから、必要最低限の質を保ちつつ、その量的不足を補うために、ジョブ・カード作成アドバイザー（旧登録キャリア・コンサルタント）を養成するための講習として平成20年度より開始した。平成28年度のキャリアコンサルタント国家資格化以降、キャリアコンサルタント登録者が順調に増加してきており、ジョブ・カード作成支援のための体制整備が図られたことから、平成30年度末をもって同講習を終了。

## 3 施行期日等

公布日：令和6年3月下旬（予定）

施行期日：令和6年4月1日